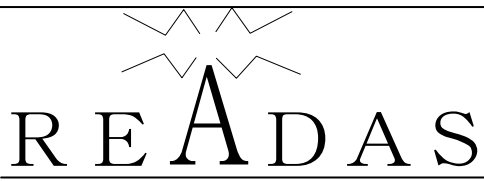


|                |  |   |
|----------------|--|---|
| 第<br>4824<br>号 | <br>リーダスクラブ | 1994年1月6日創刊・毎日発行<br>リーダスクラブFAXニュース<br>(2013年)平成25年 10月 1日 火曜日 |
|----------------|--|---|

発行所 三輪厚二税理士事務所／顧問料不要の三輪会計事務所（編集・発行：税理士 三輪厚二）  
大阪市中央区備後町 2-4-6 TEL：06-6209-7191 WEB：<http://www.zeirishi-miwa.co.jp>

## 税務調査終了時の取扱い

**Q**：税務調査が終わったときは、どのような手続になるのですか？

**A**：非違があったかどうかで手続が変わります。

### 【解説】

税務調査が行われ、更正決定等をすべきと認められないと判断された場合は、納税義務者に対して、その税目、課税期間について更正決定等をすべきと認められない旨の通知を書面により行うこととなっています。

一方、更正決定等をすべきと認められる非違がある場合には、その非違の内容等（税目、課税期間、更正決定等をすべきと認める金額、その理由等）を原則として口頭により説明することとされています。

そしてその際には、必要に応じ、非違の項目や金額を整理した資料など参考となる資料を示すなどして、納税義務者の理解が得られるよう十分な説明を行うとともに、納税義務者から質問等があった場合には分かりやすく回答することとなっています。また、併せて、納付すべき税額及び加算税のほか、納付すべき税額によっては延滞税が生じることも説明することとされており、その調査結果の内容の説明等をもって一連の調査手続が終了することになります。

非違があった場合、納税者は修正申告又は期限後申告を勧奨されますので、どうするかを判断することになります。

